

国海査第 400 号
令和 3 年 3 月 19 日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省海事局
検査測度課長
(公印省略)

海底及びその下における鉱物資源の探査及び採掘に伴い発生する廃水の
取扱いについて

令和 2 年に船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和 54 年運輸省告示第 549 号。以下「危告示」という。）を改正し、新たな液体化学薬品として危告示別表第 8 の 3 に「海底及びその下における鉱物資源の探査及び採掘に伴い発生する廃水 P（その廃水の排出による海洋の汚染に起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものに限る。）」及び「海底及びその下における鉱物資源の探査及び採掘に伴い発生する廃水 S（その廃水の排出による海洋の汚染に起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものに限る。）」（以下「オフショア廃水」という。）を追加して、令和 3 年 1 月 1 日より施行しています。

オフショア廃水については、船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示（令和 2 年国土交通省告示第 1330 号）附則第 6 項（以下「改正危告示附則」という。）において、国際航海に従事しない船舶でばら積み運送する場合にあっては、危告示別表第 8 の 3 の規定を適用しないこととしているところ、改正危告示附則で定める「国際航海に従事しない船舶」の解釈について、下記のとおり取扱うこととしますので、関係各位へ周知いただきますようお願い申し上げます。

記

次に掲げる要件を満たす船舶は、改正危告示附則の「国際航海に従事しない船舶」として取り扱うこととする。

(1) 航行区域が国際航海の船舶

航行区域が国際航海の船舶は、国内運送の場合であっても長距離航海に用いられることが想定される。このため、「国際航海に従事しない船舶」として取り扱うに際して条約証書の返納までは要しないものの、国際航海に従事する船舶として本来有する最低限の安全要件を引き続き維持することが、航行の安全及び人命の安全の観点から必要であると考えられる。

このため、航行区域が国際航海の船舶にあっては、以下の 1. 及び 2. の要件

を満足することをもって「国際航海に従事しない船舶」として取り扱うこととする。

1. オフショア廃水の発生地及び船積地が日本国の内水、領海又は排他的経済水域の場合であって、当該オフショア廃水を本邦以外の港に運送^{※1}しないこと
2. 硫化水素ガス検知器^{※2}を搭載していること

※1 ここでの運送は、オフショア廃水を陸揚げ目的で外国の港に入港することのみならず、その他の目的（燃料の補給等）でオフショア廃水をばら積み積載した状態で外国の港に入港することを含む。

※2 船舶設備規程第 115 条の 32 で要求される持運び式ガス検知器により硫化水素ガスを検知できる場合、硫化水素ガス検知器とすることができる。
なお、硫化水素ガス検知器を非搭載であり、新たに搭載する場合、臨時検査を受検する必要がある。

(2) 航行区域が非国際航海の船舶

国内の海底ガス田の適地の分布等に鑑みれば、航行区域が非国際航海の船舶によるオフショア廃水のばら積み運送は比較的短距離の航海になると考えられることから、危告示においても、「国際航海に従事しない船舶」として別表第 8 の 3 の規定を適用しないこととしたところである。

このため、航行区域が非国際航海の船舶にあつては、オフショア廃水を本邦以外の港に運送しないことをもって別表第 8 の 3 の規定の適用除外となる。

しかしながら、このような船舶にあつても、人命の安全の観点から、硫化水素ガス検知器を搭載することが望ましいため、可能な限り検知器を搭載することを推奨するものとする。

なお、船舶検査心得について上記解釈を取り込む改正が行われ、その効力が生じたときは、本通達を廃止する。

以上